

令和5年6月4日(日)は、 青森県知事選挙の投票日です

1. 選挙の日程

投票日 **令和5年6月4日(日)** 午前7時～午後8時 (告示日:令和5年5月18日(木))

2. 投票できる方

(住所要件)

①令和5年2月17日以前に住民票作成又は転入届をしている者

②令和5年2月18日から3月1日までに住民票作成又は転入届をしている者

※1 令和5年2月18日以降に転出し、引き続き県内に住所を有する方は旧住所地(現に選挙人名簿に登録されている市町村)での投票となります。その際、(ア)市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示、又は(イ)投票所における居住確認の申請が必要になります。

※2 令和5年5月2日以降に町内(集落)異動をした人は、異動前の投票区の投票所で投票することになります。

※3 住所要件②に該当する方は6月1日(木)から6月3日(土)までの期日前投票又は6月4日(日)の選挙当日のみ投票できます。

(年齢要件)

選挙当日の年齢が満18歳以上の日本国民(平成17年6月5日以前出生)。

3. 投票所入場券

投票所入場券を世帯毎に郵送しますので、投票の際にお持ちください。

投票所入場券を紛失、未着の場合でも投票できますので、投票所で申し出てください。

4. 期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない方は期日前投票ができます。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から投票日当日の投票所における混雑を緩和するため、期日前投票制度をご活用ください。

投票期間 告示日翌日**5月19日(金)**～投票日前日**6月3日(土)**

投票時間 午前8時30分から午後8時まで

投票場所 鶴田町国際交流会館1階**101研修室**(役場庁舎併設)

※1 期日前投票の際は、入場券裏面の宣誓書兼請求書に必要事項(氏名・生年月日・住所)を記載してお持ちください。

※2 年齢未達の方は期日前投票ができません。不在者投票又は年齢到達後(誕生日の前日から)に投票できます。

5. 不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

詳しくは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、県選挙管理委員会が指定する病院・施設に入院・入所されている方は、その施設内で不在者投票ができます。詳しくは、病院等施設の事務局へお問い合わせください(町内該当施設:鶴松園、湖水荘、鶴のまどい)。

6. 郵便等投票

身体に重度の障害のある方等で、一定の要件に該当し、町選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、自宅等で郵便等による不在者投票(在宅および代理記載)ができます(証明書の有効期限が切れている場合は再交付申請が必要です)。

投票用紙等は、町選挙管理委員会で準備する請求書により**選挙期日の4日前(5月31日)まで**に請求してください。請求期限を過ぎてからは今回の選挙の投票用紙等は請求できません。詳しくは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

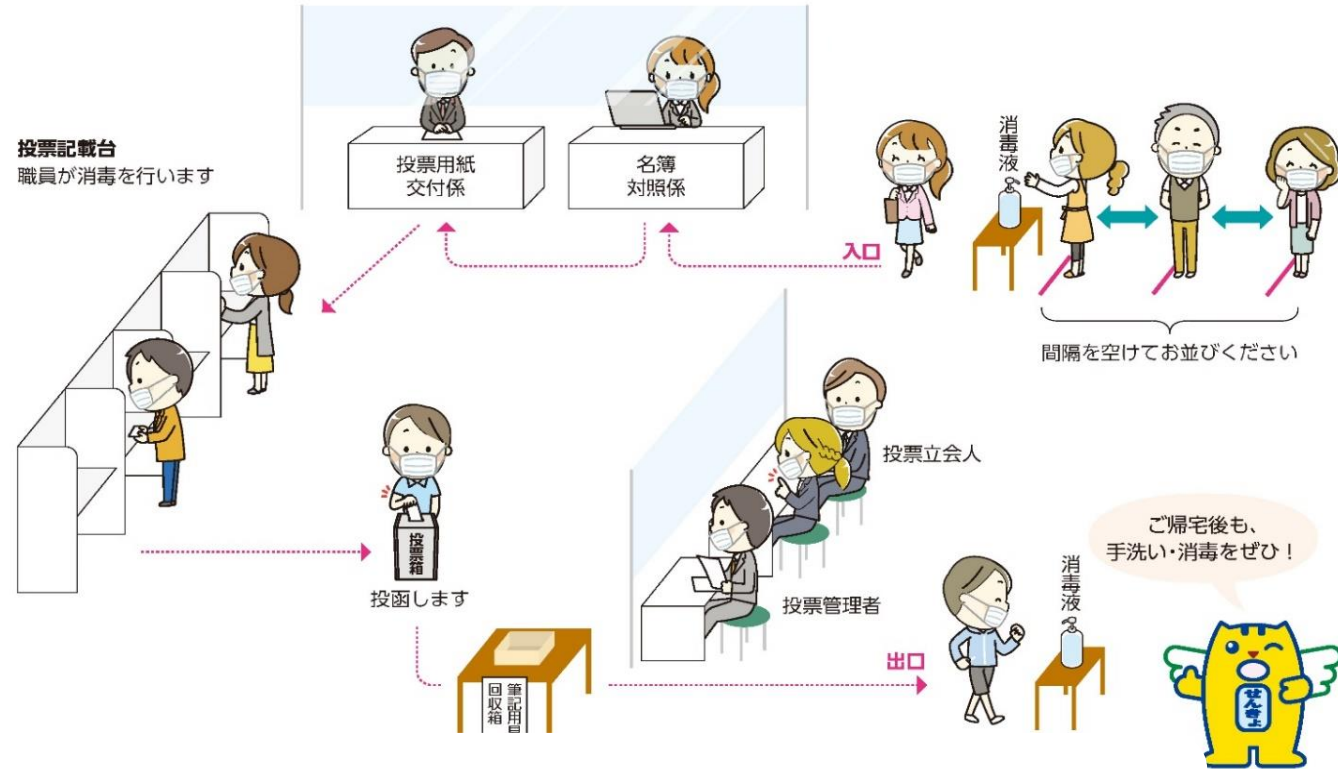
7. 投票所

投票日の投票所は次のとおりです。

投票区	町内	投票所名
1	派立、寺町、仲町、富士見町、公園通り、みどり町	鶴田町公民館
2	本町、駅前通り、田中町、桜町、文化通り、鷹ノ尾、相原町、強巻、駅東町、あさひ町	豊明館
3	菖蒲川、鶴泊、大性	あやめふれあいセンター
4	亀田、新田子	亀田新田子ふれあいセンター
5	大巻	大巻ふれあいセンター
6	稲川、桂井、尾原、間山	廻堰文化センター
7	田の尻	田の尻文化センター
8	稲元、米元、掛元	妙堂崎担い手センター
9	野木	野木ふれあいセンター
10	木筒、前中野、後中野、鶴寿団地	西中野文化センター
11	中野、胡桃館、境	境・胡桃館ふれあいセンター
12	山道	山道文化センター
13	松倉、横苞、沖	横苞ふれあいセンター
14	東瀬良沢、西瀬良沢	瀬良沢ふれあいセンター

8. 新型コロナウイルス感染症対策について

鶴田町選挙管理委員会では、投票所に来られる有権者の皆様が安心して投票していただけるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症対策を次のとおり実施します。皆様のご理解とご協力をお願いします。



※イラスト内における人員・物品等の配置はあくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所によって異なります。

○投票所における感染症対策

- ・すべての投票所（期日前投票所）の(出)入口に手指用アルコール消毒液を設置します。
- ・投票管理者・立会人、投票所職員は、手洗いや手指の消毒等の基本的な感染対策に努めます。
- ・投票管理者、投票立会人、投票所職員の机の前に飛沫防止用のパーテーションを設置し、有権者と投票所従事者間における感染リスクの低減に努めます。
- ・定期的に窓を開け、投票所の換気を行います。
- ・投票用紙記入用にクリップペンシル（使い捨て鉛筆）を配布します。
- ・投票記載台や飛沫防止用パーテーション、貸出物品（老眼鏡等）のほか、不特定多数の方が接触する箇所（出入口戸、ドアノブ等）についても消毒を徹底します。
- ・記載台は一定の間隔を空けて他の有権者との距離を確保します。

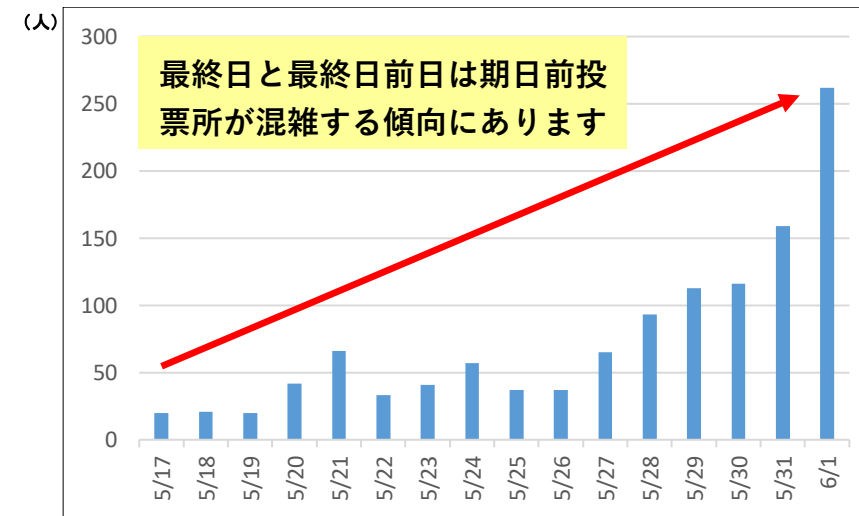
○有権者の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の投票所における混雑を緩和するため、期日前投票制度をご活用ください。
- ・投票所への来場の際は、せきエチケット（咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること）にご協力ください。

- ・投票所への入場前後の手指のアルコール消毒のご協力をお願いします。
- ・投票を終え、帰宅後は手洗い・うがいを行ってください。
- ・投票所では、投票用紙記入用にクリップペンシル（使い捨て鉛筆）を配布します。使用後は投票箱の横に設置する回収箱に返却してください。
- ・各自で持参した鉛筆やシャープペンシルを使用して投票用紙に記入することができます（※投票用紙の材質上、ボールペン等（特に水性）はインクがにじむ可能性があるため、鉛筆・シャープペンシルの使用を推奨します）。
- ・お並びいただく際は、一定の間隔を空け、周りの方との距離を保つようお願いします。
- ・投票所に18歳未満の方を同伴する場合、同伴者の感染防止等にも十分にご留意ください。

○投票所の混雑状況（令和元年6月の青森県知事選挙のデータ）。

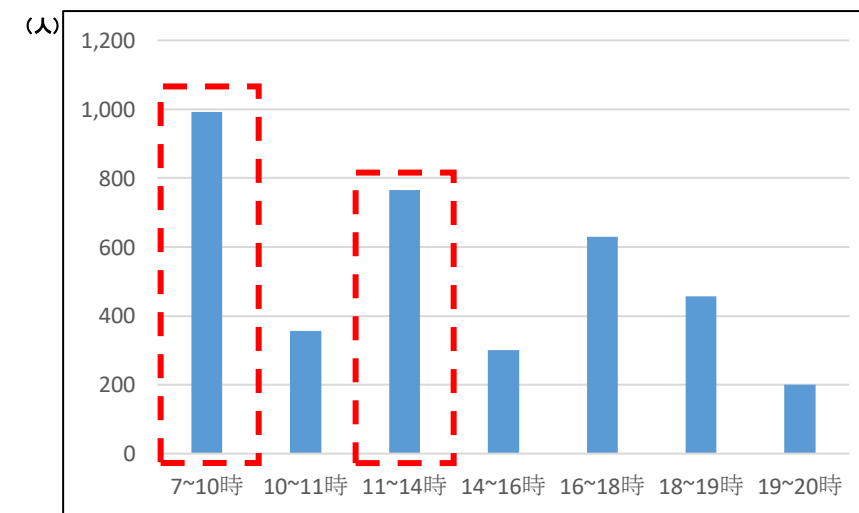
①期日前投票所



※期間の後半になるにつれて混雑する傾向があるため、比較的空いている日や時間帯での投票にご協力をお願いします。

※①午前9時～11時、②午後5時～7時頃の時間帯が比較的投票者数が多い状況です。

②当日投票所



※各投票所の立地や該当地域の有権者数にもよりますが、おおむね、①午前7時～10時、②午前11時～午後2時頃が比較的混雑します。比較的投票者が少ない時間帯での投票にご協力をお願いします。



スチューベンめいすいくん
(ご当地めいすいくん)

■問い合わせ先 鶴田町選挙管理委員会・鶴田町明るい選挙推進協議会
鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1 TEL:0173-22-2111(内線 101/227)